

香川県歯科医療専門学校学則

第1章 総則

第1条 香川県歯科医療専門学校と呼称する。

第2条 本校は歯科技工士、歯科衛生士となる者に必要な専門教育を施すと共に、その教養を高め歯科医療の向上発展に寄与することを目的とする。

第3条 本校は高松市錦町二丁目8番37号にこれを置く。

第4条 本校には次の学科を置く。

技 工 士 科

衛 生 士 科

第5条 本校各科の修業年限、学生定員は次の通りとする。

課 程	医 療 専 門 課 程			
科 名	学級数	修業年限	入学定員	総定員
技工士科	1学級	2年	20名	40名
衛生士科	1学級	3年	50名	150名

第2章 学科課程及び単位数

第6条 本校各科の学科課程及び単位数は別表の通りとする。

- 衛生士科の講義及び演習については15時間から30時間、実習については30時間から45時間、臨地実習については45時間をもって1単位とする。
- 技工士科の講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間をもって1単位とする。
- 時間の計算方法について、45分を1時間とする。

第3章 学年・学期及び休業日

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

第9条 定期休業日を次の通りとする。

- 土曜日、日曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 本校の創立記念日 4月26日
- 学年始休業日 4月 1日から4月 7日まで
- 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

但し、前各号は校長が必要と認めたときはこれを変更することがある。

第4章 入学・休学及び退学

第10条 入学は学年の始めとする。

第11条 本校に入学を志願することのできる者は、次に該当するものであることを原則とする。

学校教育法第90条第1項に該当する者。

第12条 入学志願者は次の書類を取り揃え、別に定める入学検定料を添えて、所定の期日までに校長に提出しなければならない。

- (1) 本校所定の用紙による入学願書一式
- (2) 出身高等学校または大学の卒業証明書または卒業見込証明書
- (3) 高等学校卒業または卒業見込みの者は出身高等学校の調査書
- (4) 写真（最近3ヶ月以内に撮影した正面、脱帽、半身のもの、4×3センチ）

第13条 入学試験は当該年度の学生募集要項に従って行う。

第14条 入学を許可された者は別に定める入学金及び半年分に相当する授業料並びに実習費その他を添え、保証人2名を定めて在学保証書を指定期日までに提出しなければならない。

第15条 前条の手続きを怠り、又は入学期日に許可なく出席しない者は入学を取り消すことがある。

第16条 保証人のうち1名は保護者又は後見人とし、他の1名は原則として香川県内に居住し独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、学生の身上に関する一切の事項について責任を負うことのできる者でなければならない。

第17条 本人及び保証人の身分上の異動又は住所の変更等があったときには、直ちに届け出なければならない。

2 保証人が死亡その他の事由でその責務を尽くし得ないときには、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

第18条 学生が欠席しようとするときは、その理由を届け出なければならない。但し病気のため7日以上欠席するときは医師の診断書を添えなければならない。

第19条 病気その他の事由のため休学しようとするときは、その理由を具し保証人連署の上願い出て許可を受けなければならない。病気を理由とする休学願には医師の診断書を添えることを要する。

2 休学期間は原則として1ヶ年とする。但し特別の事由のあるときは願いにより更に1年以内の休学を許可することがある。

第20条 休学期間中の授業料は減免することができる。

第21条 校長は特に必要があると認めたときは休学を命ずる。

第22条 復学を願い出たときは原学年に編入する。但し、休学の事由が病気や傷病であった場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第23条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、理由書を添え、保証人連署で願い出なければならない。

第24条 校長は次の各号の一に該当する者には、退学を命じることがある。

- (1) 素行不良で改心の見込がないと認められた者
- (2) 学業を怠り、改善の見込がないと認められた者
- (3) 本校に在学することが適当でないと認められた者
- (4) 授業料、実習費等の校納金を本校の許可を受けずに6ヶ月以上納入しない者

第25条 第23条により一旦退学したものが再入学を志願した時は、選考の上許可することができる。なお、再入学の詳細については別に定める。

第26条 他の指定養成所の学生が所属養成所長の承認書を添え、本校に転入学を志願した時は、選考の上許可することができる。

第27条 本校の学生で他の指定養成所に転学を志望する者は事情によってこれを許可することができる。

第5章 賞罰

第28条 学業操行共に優秀で他の模範とすることのできる学生はこれを褒賞することがある。

第29条 学生にしてその本分にもとり、又は学則命令に違反する行為のあったときはこれを懲戒する。

2 懲戒は訓告、停学、退学とする。

3 懲戒に関する規定は別に定める。

第6章 試験、進級、転科、再入学、編入学、卒業

第30条 学生の成績考査は衛生士科にあつては学期試験、技工士科にあつては学期試験及び卒業試験とする。

2 学期試験は毎学期の終りにその期間中に履修した教科について行う。卒業試験は最終学年までに履修した教科について行う。

3 学業成績の評価は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

第31条 定められた試験（追試験及び再試験を含む）に合格し、所定期間内に授業料及び実習費を納入した者は進級又は卒業できる。

第32条 欠席日数が、当該学年の授業日数の4分の1を超える者は、試験を受けることができない。

第33条 欠席日数が当該学年の出席すべき日数の4分の1以内であっても、各教科の試験受験資格は別に定める試験及び成績評価細則による。

第34条 転科、再入学および編入学については、条件を満たせば認めることができる。なお、転科、再入学および編入学の詳細については別に定める。

第35条 校長は第6条の課程を修了し、所定の試験に合格した者に対し卒業証書及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第7章 入学検定料、入学金、授業料

第36条 本校の各課程の入学検定料、入学金、授業料、実習費は次の通りとする。

科 名	入学検定料	入 学 金	授 業 料	実 習 費
技工士科	20,000円	200,000円	600,000円	400,000円
衛生士科	20,000円	100,000円	300,000円	400,000円

※休学中の授業料を減免する場合は100,000円とし、実習費の納付は免除する。

※入学試験の選抜に際し、本条に定められる費用の減免対象者を設定することができる。費用減免の詳細については、学校理事会の協議を経て学生募集要項に記載する。

第37条 学生は授業料及び実習費を毎学期授業開始40日以内に年額の2分の1を納入しなければならない。但し、あらかじめ許可を受けた者は、年額を4回を越えない範囲で分割納入することができる。

2 特別な事情により学費等の納入が困難となった場合、学校理事会において審議のうえ理事長決裁で学費等納入に関する救済措置を講じることがある。

第38条 第36条のほか実習器具、教科書は学生負担とし、保険料、行事及び教材費は別に定める。

第39条 すでに納めた入学検定料、入学金は事情の如何にかかわらずこれを返還しない。

第40条 学業や学校生活の上で著しく他の学生の模範となった者を特別奨励生として表彰し、実習費等を減免することができる。なお、特別奨励賞制度の詳細については、学校理事会の協議を経て別に定める。

第 8 章 研究科

- 第 4 1 条 歯科技工に関する高度の技術者を養成し歯科医療の向上発達を図るため別科として研究科を置く。
- 第 4 2 条 研究科の修業年限は 2 ヶ年とする。
- 第 4 3 条 研究科の学生定員は 1 学年若干名とする。
- 第 4 4 条 研究科の修業課程に関する規定は別にこれを定める。
- 第 4 5 条 研究科に入学を志願することのできる者は、歯科技工士法第 1 4 条に該当する者とする。
- 第 4 6 条 研究科には、本章のほか、すべて本校の学則を準用する。

第 9 章 教職員

- 第 4 7 条 本校に次の職員を置く。
- (1) 校長 (2) 教頭
- (3) 教務主任 (4) 専任教員
- (5) 事務職員 (6) 非常勤講師
- 2 校長、教頭は校務を掌り、所属職員を監督する。

第 1 0 章 学校理事会

- 第 4 8 条 学校の運営に関する重要事項を審議するため、学校理事会を置く。
- 2 学校理事会は、理事長、副理事長、理事及び校長等をもって組織する。
- 3 学校理事会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

第 1 1 章 学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会

- 第 4 9 条 学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する評価を行うため、学校関係者評価委員会を置く。
- なお、委員会の詳細については別に定める。
- 第 5 0 条 教育課程の編成に関する事項を審議するため、教育課程編成委員会を置く。なお、委員会の詳細については別に定める。

第 1 2 章 健康管理

- 第 5 1 条 校長は、年 1 回以上学生の健康診断を行い、学生の健康管理に努めるものとする。

第 1 3 章 補 則

- 第 5 2 条 この学則に定めるもののほか、この学則の実態に関して必要な事項は別に定める。

第 1 4 章 学則の改廃

- 第 5 3 条 この学則の改廃は、学校理事会で決議し、香川県歯科医師会理事会の承認によりこれを行う。

附 則

- 1 この学則は昭和 4 2 年 1 月 3 1 日より施行する。
- 2 改正学則は昭和 4 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 昭和 4 2 年 4 月入学生徒は第 1 部生とし、昭和 4 3 年 1 0 月入学生徒は第 2 部生とする。
- 4 学年は昭和 4 2 年入学の第 2 部に限り昭和 4 2 年 1 0 月 1 日にはじまり、翌年 9 月 3 0 日に終る。学期を 2 学期に分ち、前期を 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで、後期を 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までとする。

- 5 改正学則は昭和42年10月1日から施行する。
- 6 改正学則は昭和43年10月1日から施行する。
- 7 昭和42年度、昭和43年度入学の技工科第2部学生については、改正前の学則による。
- 8 改正学則は昭和44年4月1日より施行する。
- 9 改正学則は昭和45年1月25日より施行する。
- 10 改正学則は昭和47年4月1日より施行する。
- 11 改正学則は昭和49年4月1日より施行する。
- 12 改正学則は昭和50年4月1日より施行する。
- 13 改正学則は昭和50年4月1日より施行し、昭和50年度入学生より適用する。
- 14 改正学則は昭和52年4月1日より施行する。
- 15 改正学則は昭和53年4月1日より施行する。
- 16 改正学則は昭和55年4月1日より施行する。
- 17 改正学則は昭和57年4月1日より施行する。
- 18 改正学則は昭和59年4月1日より施行する。
- 19 改正学則は昭和62年4月1日より施行する。
- 20 改正学則は平成2年4月1日より施行する。
- 21 改正学則は平成6年4月1日より施行する。
- 22 改正学則は平成7年4月1日より施行する。
- 23 改正学則は平成10年4月1日より施行する。
- 24 改正学則は平成12年4月1日より施行する。
- 25 改正学則は平成20年4月1日より施行する。
- 26 改正学則は平成21年4月1日より施行し、平成21年度入学生より適用する。なお、旧課程での学生募集は停止とする。
- 27 改正学則は平成22年4月1日より施行する。
- 28 改正学則は平成24年4月1日より施行する。
- 29 改正学則は平成25年4月1日より施行する。
- 30 改正学則は平成26年4月1日より施行する。
- 31 改正学則は平成27年3月17日より施行する。
- 32 改正学則は平成27年4月1日より施行する。
- 33 改正学則は平成28年4月1日より施行する。
- 34 改正学則は平成29年4月1日より施行する。
- 35 改正学則は平成29年10月1日より施行する。
- 36 改正学則は平成30年2月1日より施行する。
- 37 改正学則は平成30年4月1日より施行する。
- 38 改正学則は平成30年10月12日より施行する。
- 39 改正学則は平成31年4月1日より施行する。
- 40 改正学則は平成31年5月1日より施行する。
- 41 改正学則は令和2年10月1日より施行する。
- 42 改正学則は令和3年4月1日より施行する。
- 43 改正学則は令和3年10月1日より施行する。
- 44 改正学則は令和6年4月1日より施行する。

45 改正学則は令和 7 年 9 月 3 0 日より施行する。

46 改正学則は令和 8 年 4 月 1 日より施行し、令和 8 年度入学生より適用する。